

令和4年度 新潟県医師養成修学資金貸与制度 「重点コース（新潟県育成枠）」 募集のご案内

新潟県医師養成修学資金は、将来、新潟県内の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生に対して修学資金を貸与するものであり（新潟県が貸与資金を拠出し、（公財）新潟医学振興会が貸与）、大学を卒業して医師免許を取得後、県が指定する医療機関に一定期間勤務することにより、貸与を受けた修学資金の返還が免除される制度です。

令和4年度の修学資金について、以下のとおり募集を行います。

※ただし、事業実施については、令和4年度予算成立が条件となります。

制度概要

貸与額

国公立大学 月額 15 万円

私立大学 月額 30 万円

貸与人数

15 人（新潟大学 5 名・県外国公立大学 5 名・私立大学 5 名程度を想定）

貸与期間

令和4年4月から卒業の月まで（貸与期間は正規の修業年限に限ります）

対象者

次の①、②をいずれも満たす方（出身県・学年は問いません）

- ① 新潟大学または県外の大学（国公立は問いません）において医学を履修する課程に在学している方
- ② 卒業後、新潟県内の医療機関に医師として勤務する意志を有している方

他の自治体等から就業義務の伴う奨学金等の給付を受けている、または受ける予定の方は応募することはできません。

所得制限

生計を一にする家族又はこれに代わって家計を支えている方の年収の合計が1,500万円未満

申請書類等

申請書類

- ① 修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ② 健康診断書（申請日前2か月以内に医療機関において作成したもの）
※検診必須項目：身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査、胸部エックス線検査
- ③ 戸籍抄本
- ④ 在学証明書（新入生の方は合格通知書の写しでも可）
- ⑤ 直近の学業成績表（新入生の方は高等学校在学中のもの）
- ⑥ 源泉徴収票又は確定申告書（生計を一にする家族等全員の方のもの）
- ⑦ 家計の実情等申出書（第2号様式・提出任意）

保証人

修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する者として、2人の保証人が必要です。

※保証人のうち1人は以下の方としてください。

- 貸与を受けようとする者が未成年の場合：法定代理人
- 貸与を受けようとする者が成年者の場合：父母兄弟又はこれに代わる方

提出期間

令和4年2月16日（水）～令和4年4月8日（金）まで

提出方法

（公財）新潟医学振興会に持参又は書留郵便により提出してください。

- 提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。
また、提出された書類は返却しません。

貸与決定等

選考方法

書面による審査及び面接等により修学生を選考します。

貸与決定 までの 流れ(予定)

修学資金の貸与を行う（公財）新潟医学振興会において、提出された申請書類の確認・審査等を行い、貸与決定します。スケジュール（予定）は次のとおりです。

～4月上旬頃

申請書類等の審査等

（※ 必要に応じて申請書類の補正等をお願いすることがあります。）

4月中旬頃

面接実施

4月下旬頃

貸与決定（貸与決定通知書等を送付）

5月中旬頃

1回目の修学資金の振込（以降、毎月振込）

留意事項

修学資金貸与者を決定した場合、貸与者の決定状況（貸与決定者の大学名、性別、人数等）を公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。



医師免許

大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得すること。

臨床研修

医師免許取得後、直ちに、**新潟県内の臨床研修病院**で臨床研修に従事すること。

勤務する医療機関の指定等

卒後臨床研修修了後、直ちに指定する医療機関に勤務すること。

指定する医療機関は、医師の確保を特に図るべき区域などの病院等となります。（注1・注2）ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合は、上記以外の医療機関を指定することがあります。

注1：医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいいます。

注2：なお、義務年限に含まれるキャリア形成のための後期研修（2年間）は、原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設で行うこととなりますので、この限りではありません。

義務年限

貸与期間の1.5倍の期間（卒後臨床研修を含む）

※計算で得られた義務年限年数が4年未満である場合、その義務年限は「4年」とします。

＜ 本コースの修学資金貸与を受けた場合の勤務（義務履行）パターン（義務年限9年の場合） ＞

学生	義務履行期間								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
6年間									
修学	卒後臨床研修 (県内2年間)		指定する医療機関に勤務（1～2年ごとにローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能 （ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能						

※卒業後のキャリアモデル例はFAQの別紙参照

義務年限の進行の停止

義務履行期間中の出産、県外・海外研修などやむを得ない理由により指定医療機関等での勤務が困難になった場合は、事前に承認を得ることで義務年限の進行を停止することができます。この場合、停止した期間は義務履行年限には算入されません。

地域医療実習

新潟県内で夏季休暇等を利用して行う地域医療に関する実習（2～3日間程度）に毎年（1年生～5年生まで）必ず参加すること。

※ 大学所在地からの旅費は、県の旅費規程に基づき算定した額を、（公財）新潟医学振興会から支給します。

本人の死亡等

修学中もしくは義務履行期間中に本人が死亡したとき、又は義務履行期間中に業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。

貸与停止

修学生が次のいずれかに該当したときは、以降の貸与を停止します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 規則等に定められた提出書類を正当な理由なく提出期限までに提出せず、かつ規則等の遵守が期待できないと認められるとき。
- ⑤ その他、修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。

貸与休止

留年若しくは休学し、又は停学の処分を受けたときは、これに該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。

貸与保留

正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。

返還等

返還が必要な場合

修学生は、次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から1ヶ月以内に返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸与が停止されたとき（前記「貸与停止」参照）。
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- ③ 医師免許を取得後、定められた卒後臨床研修に従事しなかったとき。
- ④ 業務外の事由により臨床研修に従事又は指定医療機関に勤務しなくなったとき。

返還利息

返還利息は、各月の貸与額等について、その交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で算定した額とします。

延滞利息

正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課されます。

返還の一部免除

医師免許取得後、直ちに臨床研修に従事した場合において、その後、義務の履行期間を満了する前に、指定医療機関等に勤務しなくなったときは、修学資金の返還の債務（利息の返還債務を含む。）の一部を免除することができます。

【返還を免除できる額の計算式】

$$\text{返還免除額} = \text{返還総額} \times (\text{従事勤務期間} / \text{義務履行期間})$$

**Q 卒後2年間の臨床研修はどこで行うのですか？**

A 新潟県内の基幹型臨床研修病院で行うこととなります。研修プログラムは自由選択であり、他の医学生同様に、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

Q 臨床研修修了後の指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

A 医師の確保を特に図るべき区域などに所在する病院から県が指定します。
なお、医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいいます。

Q 指定医療機関には、診療所は含まれますか？

A 卒後7～9年目においては、地域の中核病院に勤務しながら、週1回程度、診療所等で勤務するケースも想定されます。

Q 義務履行期間（指定勤務期間）の勤務については、どのようなイメージになりますか？

A 別紙のモデル例のようなイメージになります。
一定の要件を満たした場合、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能です。

Q 診療科の選択に制限はありますか？

A 返還免除の条件としては、皆さんが将来目指す診療科について特に制限は設けていません。
ただし、どの診療科に進むにしても、臨床研修修了後2年間は、地域医療を主体とした医療に従事してもらうこととなります（希望診療科への入局自体は可能です）。その後、卒後5年目からは、希望する診療科の医師として大学等で研修（2年間）を積み、残りの義務年限の期間をその診療科の医師として地域の指定医療機関で勤務することとなります。

Q 専門医にはなれますか？

A 専門医を取得する課程は診療科によって多少異なりますが、卒後5年目から2年間は、大学等の専門研修基幹施設で研修ができますし、その後も地域で各診療科医師として勤務しますので、9年間の義務年限中に取得することは可能です。

**Q 大学院への進学は可能ですか？****A** 可能です。

大学院の期間は通常4年になりますが、臨床を離れ実験等の研究に専念する期間については、義務の履行を一時停止し、後に延ばすことで研究期間を取れますし、臨床を行いながらできる期間については、指定医療機関での勤務を一時中断することなく、大学等での研修や地域病院での勤務と併せて行うことも考えられます。

また、臨床を行いながら進学できる社会人入学の場合は、指定医療機関で勤務をしながら行うことができます。

Q 海外留学や県外研修は可能ですか？**A** 可能です。

所属する医局の推薦があり、新潟医学振興会理事長が申請に基づき承認した場合には、指定医療機関での勤務を一時中断して、海外留学等を行うことは可能です。

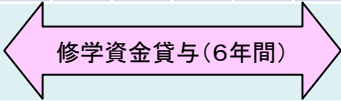
Q 結婚して出産した場合、産前・産後休暇や育児休暇はとれますか？**A** 産前・産後休暇については、義務年限内で取得することが可能です。

また、診療に従事せず育児に専念する育児休暇についても、指定医療機関での勤務を一時中断して取得することが可能です。

Q 2年間の後期研修は、県外の病院で研修することも可能ですか？**A** 義務年限中はあくまでも新潟県内の病院に勤務することが条件になりますので、原則として県外で後期研修を行うことは認められません。どうしても県外の病院で研修をしたい場合は、県外研修として新潟医学振興会理事長が申請に基づき承認した場合に限り、指定医療機関での勤務を一時中断して行うこととなります。**Q 「保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる方とします」とありますが、もう1人はどのような者が可能でしょうか？****A** 本制度は、修学資金の返還を目的とした貸付ではありません。

修学資金の貸与を受けた修学生が、返還免除の義務要件の履行が困難になった際に、本人に代わり返還が可能な方をお願いします。

県修学生の配置方針

年数	医学部在学年数						卒後年数（勤務指定期間9年間（貸与6年×1.5））											
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
区分	 修学資金貸与(6年間)						臨床研修			指定勤務 (医師少数区域)			研修 (県内全域)			指定勤務 (医師少数区域)		
想定される勤務先等	医学部医学科6年間						新潟大学医歯学総合病院 又は県内の臨床研修病院			医師の確保を特に図るべき区域などの病院 ※注1			原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設 ※注2			医師の確保を特に図るべき区域などの病院・診療所 ※注1		
研修内容等	1～5年生の間、修学生合同夏季実習に参加し、地域病院を体験						研修プログラムは自由選択 (ただし、3年目以降の勤務を想定した選択が望ましい)			診療科に関わらず、地域医療を主体とした医療に従事し、幅広い診療能力を養成			選択した診療科で、高度・多様な症例等を経験する後期研修			選択した診療科の医師として経験を積みながら、地域で診療能力を向上		
配置方針							○ マッチングに参加し、県内の臨床研修病院を本人が選択			○ 幅広い診療能力を養成できる地域中核病院に配置し、周辺の地域医療病院をサポート ○ 週1日程度の研修日を設けるなど、研修環境に配慮する			○ 卒後3～4年目に研修（県内全域）を行うことはできない（総合的な研修を希望する場合を除く）			○ 選択した診療科の医師として地域で勤務 ○ 病院に勤務しながら、同じ圏域内の診療所をサポートする場合を含む ○ 各圏域において中心的役割を担う公的病院に対しては、増員された人数に応じて、同じ圏域内の地域病院への医師派遣を依頼する		

・この間、県外・海外研修や大学院進学も可能
 （総合的な研修を希望する場合は3年目から取得可能）
 ただし、臨床を離れる期間は義務期間に算入しない ※注3
 ・大学教員や行政医としての就業は、義務期間内で可能

注1) ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合はこの限りではない。

なお、医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいう。

注2) 「原則として」の運用については、「むやみに例外の適用を拡大しないこと」とする。「原則によりがたい」場合は個別に協議する。

注3) 育児休業・介護休業を取得した期間は義務期間に算入しないが、産前産後休暇を取得した期間は義務年限に算入する取扱いとする。

※ 自治医大卒医の義務年限内の配置とは、当面、別の対応とする。

※ 県修学生の配置は、従来の大学からの派遣と同一ではないことを、大学、修学生、配置先病院に対し確認をしていく。

この案内に掲げる医師養成修学資金貸与制度については、本書のほか、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程（以下「貸与規則等」という。）によります。

貸与規則等は、（公財）新潟医学振興会ホームページ(<http://www.niigata-mf.or.jp/>)及び新潟県ホームページ（掲載ページURL等は下表参照）からご覧いただけます。

掲載ページURL

右のQRコードを読み取るか、下記URLからご確認いただけます。

「医師ナビにいがた」新潟県育成枠紹介ページ

<https://www.ishinavi-niigata.jp/recruitment/6101/>



貸与規則等

上記ページの下段「貸与規則等」に掲載されている

- 医師養成修学資金貸与事業実施規則
- 医師養成修学資金貸与事業実施規程
- 実施規定別記様式

によりご確認ください。

修学資金制度についてのお問い合わせ先

修学資金制度の詳細についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

公益財団法人新潟医学振興会（申請書類提出先）

〒 951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757 （新潟大学医学部内）

TEL 025-227-2176 FAX 025-225-5555

Mail medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

URL <http://www.niigata-mf.or.jp/>

新潟県 福祉保健部 医師・看護職員確保対策課（制度に関すること）

〒 950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5960 FAX 025-284-0277

Mail ngt040290@pref.niigata.lg.jp

URL <https://www.ishinavi-niigata.jp/>